

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和 7 年 6 月 30 日

新潟県知事 殿

提出者

住所 新潟県妙高市新工町1番1号

氏名 株式会社ダイセル 新井工場
執行役員工場長 池田信彦

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0255-72-1591

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社ダイセル 新井工場
事業場の所在地	新潟県妙高市新工町1番1号
計画期間	令和 7 年 4 月 1 日 から 令和 8 年 3 月 31 日 まで

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	化学工業
②事業の規模	18,292百万円
③従業員数	443人
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙のとおり

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙管理体制図のとおり

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

【前年度（6年度）実績】																			
①現状	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	廃酸																
	排出量	45.79 t	8.84 t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
	特別管理産業廃棄物の種類																		
	排出量	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
(これまでに実施した取組)																			
無駄が発生しないように、計画的な原料購入を実施した。																			
【目標】																			
②計画	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	廃酸																
	排出量	40.00 t	5.00 t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
	特別管理産業廃棄物の種類																		
	排出量	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
(今後実施する予定の計画)																			
現状の継続																			

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)																		
	廃棄物の分別ルールについて、教育を実施して分別を促進した。																		
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)																		
	現状の継続及び、新規廃棄物が発生した場合も分別を徹底する。																		

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

【前年度（ 6 年度）実績】									
①現状	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	廃酸						
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0.00 t	0.00 t	t	t	t	t	t	t
②計画	特別管理産業廃棄物の種類								
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0.00 t	0.00 t	t	t	t	t	t	t
(これまでに実施した取組) 特に実施していない。									
【目標】									
①現状	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	廃酸						
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0.00 t	0.00 t	t	t	t	t	t	t
②計画	特別管理産業廃棄物の種類								
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t	t	t	t	t	t	t
(今後実施する予定の計画) 実施予定なし。									

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

【前年度（ 6 年度）実績】									
①現状	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	廃酸						
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0.00 t	0.00 t	t	t	t	t	t	t
②計画	特別管理産業廃棄物の種類								
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0.00 t	0.00 t	t	t	t	t	t	t
(これまでに実施した取組) 特に実施していない。									
【目標】									
①現状	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	廃酸						
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0.00 t	0.00 t	t	t	t	t	t	t
②計画	特別管理産業廃棄物の種類								
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0.00 t	0.00 t	t	t	t	t	t	t
(今後実施する予定の計画) 実施予定なし。									

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項										
① 現状	【前年度（ 6 年度）実績】									
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	廃酸							
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0.00 t	0.00 t	t	t	t	t	t	t	t
	特別管理産業廃棄物の種類									
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t	t	t	t	t	t	t	t
(これまでに実施した取組)										
特に実施していない。										
② 計画	【目標】									
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	廃酸							
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0.00 t	0.00 t	t	t	t	t	t	t	t
	特別管理産業廃棄物の種類									
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t	t	t	t	t	t	t	t
(今後実施する予定の計画)										
実施予定なし。										
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項										
① 現状	【前年度（ 6 年度）実績】									
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	廃酸							
	全処理委託量	45.79 t	8.84 t	t	t	t	t	t	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	45.13 t	8.84 t	t	t	t	t	t	t	t
	再生利用業者への処理委託量	0.00 t	0.00 t	t	t	t	t	t	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	0.58 t	0.00 t	t	t	t	t	t	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	43.04 t	0.00 t	t	t	t	t	t	t	t
	特別管理産業廃棄物の種類									
	全処理委託量	t	t	t	t	t	t	t	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t	t	t	t	t	t	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t	t	t	t	t	t	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t	t	t	t	t	t	t	t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t	t	t	t	t	t	t	t	
(これまでに実施した取組)										
可能な限り優良認定処理業者から委託先を選定した。 再生利用、熱回収が可能な廃棄物については、再生利用業者、熱回収業者へ処理を委託した。 委託基準に従って、産業廃棄物を委託できる業者を選定し書面による契約を実施した。										

【目標】												
② 計画	特別管理産業 廃棄物の種類	廃油	廃酸									
	全処理委託量	40.00 t	5.00 t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
	優良認定処理業者 への処理委託量	40.00 t	5.00 t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
	再生利用業者 への処理委託量	0.00 t	0.00 t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
	認定熱回収業者 への処理委託量	1.00 t	0.00 t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
	認定熱回収業者 以外の熱回収を行う 業者への処理委託量	39.00 t	0.00 t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
	特別管理産業 廃棄物の種類											
	全処理委託量	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
	優良認定処理業者 への処理委託量	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
	再生利用業者 への処理委託量	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
	認定熱回収業者 への処理委託量	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
認定熱回収業者 以外の熱回収を行う 業者への処理委託量	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	
(今後実施する予定の取組)												
<p>今後も可能な限り優良認定処理業者から委託先を選定する。 また、再生利用、熱回収が可能な廃棄物については、再生利用業者、熱回収業者へ処理を委託を検討する。 委託先処理業者に対して定期的に現地確認を実施する。</p>												
【前年度（6年度）実績】												
		特別管理産業廃棄物 排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)					54.57					t
電子情報処理組織の使用 に関する事項		<p>(今後実施する予定の取組等) 処理委託した廃棄物について、電子マニフェストを利用し収集運搬及び処分が適切に実施されていることを管理しており、今後も継続していく。</p>										
※事務処理欄												

- ・引火性廃油
 - ・ 処理業者へ委託 → 焼却処理
- ・強酸
 - ・ 処理業者へ委託 → 中和処理、焼却処理
- ・強酸（有害）
 - ・ 処理業者へ委託 → 中和処理、焼却処理
- ・廃油（有害）
 - ・ 処理業者へ委託 → 焼却処理

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(1) 責任者及び役割

産業廃棄物処理責任者	新井工場の廃棄物の処理に関する業務が適切に行なわれるように指導監督を行なう。 廃棄物処理計画の作成 廃棄物管理状況・処理状況の把握 処理業者の調査・選定及び委託契約の締結 産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物管理票の管理 監督・官庁への各種報告 処理業者との処理日程調整 社員、関連会社に対する教育・啓発 廃棄物に関する各種事項の決定 廃棄物管理規程の作成、見直し、改廃
特別管理産業廃棄物管理責任者	新井工場の特別管理廃棄物の処理に関する業務が適切に行なわれるように指導監督を行なう。 特別管理廃棄物管理状況・処理状況の把握
産業廃棄物処理施設技術管理者	当該処理施設の維持管理に関する技術上の管理及び作業員の監督を行なう。 (焼却施設、中間処理施設、最終処分場)
部門産業廃棄物管理責任者	産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物管理票の交付 部門内の廃棄物保管・処理状況の管理 廃棄物集積場の点検

